

一般社団法人日本車いすカーリング協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査			
審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	1　中長期計画を策定し、公表している URL https://jwh-curling.org/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlc9z9zG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlILzY2ZGZIMTE3MTFjNGYucGRm 2　外部有識者からの助言を得て、各専門委員会から意見を募った上で作成した
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	1　中長期計画において、人材の雇用及び育成についての計画を作成している 2　上記中長期計画は協会ウェブサイト上で公表している URL https://jwh-curling.org/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlc9z9zG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlILzY2ZGZIMTE3MTFjNGYucGRm 3　中長期計画策定に際しては、外部有識者からの助言を得たり、各専門委員会から意見を募った
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	1　中長期計画において、組織基盤の強化及び財務基盤の強化についての計画を策定している 2　上記中長期計画は、協会ウェブサイト上で公表している URL https://jwh-curling.org/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlc9z9zG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlILzY2ZGZIMTE3MTFjNGYucGRm 3　上記中長期計画の策定にあたっては、外部有識者や各専門委員会に意見を募った
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1　中長期計画において、外部理事の目標割合を設定し、また、その達成にあたっては転職サイトの活用などの方策を講じている 2　中長期計画において、女性理事の目標割合を設定し、また、その達成に当たっては転職サイトの活用などの方策を講じている
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	社団法人であるため、評議員は設置していない
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会が設置され、年に数回開催されている (2) アスリート委員会の構成については、各チームから1名ずつ選出してもらい、多様な意見が反映されるようにしている (3) 競技経験者である理事をアスリート委員会担当理事とし、アスリート委員会の意見を、理事会で報告している
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1)理事会の規模については定款に規程がある。現任の理事については、転職サイトによって公募しているなど、多種多様バックグラウンドに基づいた意見が反映されるように努めている。
8	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 理事の年齢制限については、就任時の年齢の上限を満80歳とした
9	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 理事が原則として10年を超えて在任することがないように、定款上、再任回数の上限を設けている (2) 最長期間に達したものについては、再任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2年分）を定めている
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【例外措置または小規模団体配慮措置】 (1) 役員選考規程に基づき、役員選考委員会を設置している。 また、役員選考規定はウェブサイト上で公表されている URL https://jwh-curling.org/index/page/id/161/mid/209 (2) 構成員に有識者を配置している (3) 現職の理事は役員選考委員に就任していない
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1)役職員及びその他会員等の構成員には倫理規程が適用される また、令和6年7月理事会において、利益相反規程及び利益相反ポリシーが成立し、役職員はこれに拘束される
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款、理事会運営規程、会員規程、社員総会運営規程、委員会規程、事務所掌規程、事務局規程、印章取扱規程等を整備している
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1)事務所掌規程、事務局規程、危機管理規程、反社会的勢力排除規程等を整備している
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1)謝金規程、旅費規程、就業規則等を整備している
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1)寄附金等取扱規程を整備している
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1)知的財産権に関する規定を整備している
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1)強化指定選手選考規定及び日本代表選手選考規定を整備している (2)強化指定選手選考規定及び日本代表選手選考規程において、不服申立てについて自動応諾条項をそれぞれ定めている（強化指定選手選考規定：第7条、日本代表選手選考規定：第9条） (3)各選考規定の策定においては、強化ハイパフォーマンスチームで素案を作成し、総務委員会が規定化したものを理事会に上程し、理事会の承認を得る過程を経て策定し、公平かつ合理的な過程で定められている 強化ハイパフォーマンスチームは、当協会前事務局長、カーリング日本代表選手経験者、理学療法士など多種多様なバックグラウンドを持った人物で構成されており、多角的に選考基準が検討されている
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1)上部団体である日本カーリング協会に審判を委託しており、協会独自の審判員を擁していないことため、規程を設けていない
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 理事の中に弁護士があり、当該理事または当該理事から紹介を受けた弁護士に対して日常的な　相談をすることが可能である。 (2) 理事の中に弁護士があり、協会運営に必要な程度の法的知識は有している
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 令和6年7月にコンプライアンス委員会が成立した (2) 委員会規程において、コンプライアンス委員会の権能について定めている (3) コンプライアンス委員のうち、1名は女性である
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員長は弁護士である
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 役職員向けに令和5年10月にコンプライアンス研修を行い、令和6年度についても、パラサゴ主催のコンプライアンス研修に参加する予定である

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)選手等に対してアンチドーピング講習会を年に1回行うだけでなく、日本選手権等、協会主催行事の際などには注意喚起ポスターを掲示したり、選手に対する個別指導を行っている
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員は擁していない
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1)日本財団パラリンピックサポートセンターの指導の下、会計に関してするサポートを受けている。 (2)理事の中に弁護士がいるため、日常的に弁護士に相談が可能である
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 会計規程及び旅費規程を整備している (2) 司法書士や企業法務部の勤務経験があり、公正な会計原則について知見を有している監事を2名設置し、可能な限り理事会に出席している (3) 毎年総会時に監事から監査報告書を提出されている
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1)日本財団パラリンピックサポートセンターの指導及びサポートを受け、適切に対応している。
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	決算については総会において会員に開示し、また、ウェブサイト上で公表している https://jwh-curling.org/index/page/id/161/mid/275 予算については、総会において会員に開示している
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1)選手選考規定は協会ウェブサイト上で公表し、必要に応じて個別の説明会を行う予定である 強化指定選手選考規定URL https://jwh-curling.org/index/page/id/161/mid/233 日本代表選手選考規定URL https://jwh-curling.org/index/page/id/161/mid/234 また、各選考規定では、選手だけでなくコーチ等のチームスタッフの選考方法についても明記している また、それぞれの規程は、指定大会の際に会場内に掲示し、また大会前のチームミーティングでも告知している
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況については、毎年協会ウェブサイト上で公表をしている URL https://jwh-curling.org/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlc9zcG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlILzY1NDBiNzRINGI4ZWUucGRm
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1)利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを策定し、協会ウェブサイト上で公表している 利益相反管理規程URL https://jwh-curling.org/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlc9zcG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlILzY2OTg3NTNjZTRiMTMucGRm 利益相反ポリシーURL https://jwh-curling.org/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlc9zcG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlILzY2OTg3NTMyZTBjN2YucGRm また規定上、取引金額が20万円以上のものを「利益相反になり得る行為」として、管理の対象としている。規定上、客観性、透明性を持って検証がなされる仕組み作りをしている。また、重要な取引については、弁護士や財務委員会に相談を行い、慎重に判断を行っている
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを作成し、協会ウェブサイト上で公表している 利益相反ポリシーURL https://jwh-curling.org/index/show-pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlc9zcG9ocC9tdWx0aS1tYXN0ZXJwYWdlILzY2OTg3NTMyZTBjN2YucGRm
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	受付を総務委員会とした内部通報窓口、受付を上部団体である日本カーリング協会とした外部通報窓口を活用している。 窓口の会員の利用について、会員向け一斉メール及び協会ウェブサイトで告知し、また、コンプライアンス研修の際にも周知するように心がけている。 通報者の保護に関する規程や、内部通報があった際の手続きについては、内部通報に関する規定において明記している
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	コンプライアンス委員会を中心として、通報制度の運用を整備している
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	処分規定を作成し、協会ウェブサイト上で公表している URL https://jwh-curling.org/index/page/id/161/mid/119
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	調査を行うものについては、処分規程第4条で明記されている。また、会長兼総務委員長及びコンプライアンス委員長にそれぞれ弁護士が就任しており、処分の際には両名によって専門的な立場から判断することが期待される
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1)処分規程において、自動応諾条項を定めている (2)日本代表選手選考規定、強化指定選手選考規定において、自動応諾条項を定めている
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1)処分規程第5条、日本代表選手選考規定、強化指定選手選考規定にそれぞれスポーツ仲裁の利用について定めている。また、処分の際には、処分通知書にも不服申立てが可能であることを明記することとしている
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1)危機管理規程及び危機管理マニュアルを制定し、公表している
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間で不祥事は発生していない
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間で不祥事は発生していない
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織を持っていない
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織を持っていない